

コラム パパも知っておきたい 妊娠中・出産後のママの体調



妊娠中に、ホルモンバランスの崩れにより、ささいな出来事で悲しくなったり、イライラしたり、不安な気持ちになったりします。このような症状を「マタニティーブルー」と言います。また、産後も「産後うつ」といわれる「うつ状態」となることがあります。

そんなママたちの心と身体のケアはとても大切。パパや家族の皆さんも、家事のフォローやママの話に耳を傾ける、生まれてきた赤ちゃんの世話を一緒にするなど、ぜひ心掛けてください。

産前から利用できる！エンゼル支援訪問事業

P51のエンゼル支援訪問事業のヘルパー派遣は、母子健康手帳交付後から利用できます。産前で大変な時期、家事や上の子どもの保育などにぜひご利用ください。

詳しくは松柏子育て支援センター（TEL・FAX33-5360）へ。

上のお子さんの
保育にも!!



赤ちゃんが生まれたら



出生届・出生連絡票

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に届け出てください。

届出に必要なもの:①出生証明書、②印鑑、③母子健康手帳

◆**問い合わせ** 市民課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

出生連絡票

子育て支援の情報提供や健康相談のために必要です。用紙を母子健康手帳交付時に配布しますので、忘れずに提出してください。

◆**問い合わせ** 保健所健康推進課・地域保健課、各保健センター等、各市民センター（上津を除く）

乳幼児等医療費助成制度

健康保険法が適用される医療費を助成します（入院時の食事代や部屋代等を除く。小学4年生以上は入院にかかる医療費のみ）。3歳以上は一部自己負担金があります。

対象:赤ちゃんから中学3年生まで

申請に必要なもの:子どもの名前が記載された健康保険証

※生まれた日から助成を受けるためには、その翌日を含めて30日以内に申請が必要です。詳しくはお問合せください。

※平成28年10月制度改正予定。本制度について最新の情報は、市ホームページでご確認ください。

◆**問い合わせ** 医療・年金課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

児童手当

赤ちゃんから中学3年生までの児童の養育者に支給されます。

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

（所得制限限度額以上の場合は、児童1人当たり月額5,000円）

- ※手当を受けるためには、申請が必要です。出生日の翌日から数えて、15日以内に申請してください。
- ※「第3子以降」とは、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童のうち3番目以降をいいます。
- ※公務員は所属庁から支給されるため、勤務先で申請してください。
- ※申請に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。
- ◆**問い合わせ** 子ども支援課

出産育児一時金（出産費用の経済支援）

健康保険加入者に出産育児一時金が支給されます。出産する医療機関の窓口で手続きができる場合と、健康保険組合等へ申請が必要な場合があります。詳しくは医療機関または下記までお問合せください。

申請に必要なもの:①出産した人および世帯主の健康保険証、②出産した人および世帯主の個人番号がわかるもの、③母子健康手帳または医師の証明書、④世帯主の印鑑、⑤世帯主の通帳、⑥出産費用の領収・明細書、⑦直接支払制度利用の有無が記載された合意文書、⑧死産あるいは流産の場合は在胎週数が記載された医師の証明書

- ◆**問い合わせ** 健康保険課、各総合支所市民福祉課、各市民センター
- ※国民健康保険以外の方は、加入している医療保険者へお尋ねください。

訪問支援

妊産婦・新生児訪問

保健師・助産師等が訪問し、赤ちゃんの身体測定や相談に応じます。

対象:生後3カ月まではじめての赤ちゃんがいる家庭

- ◆**問い合わせ** 保健所地域保健課、各保健センター等

こんにちは赤ちゃん訪問

保育士等が訪問し、赤ちゃんの身体測定や相談に応じます。

対象:2人目以降の生後4カ月頃までの赤ちゃんがいる家庭

- ◆**問い合わせ** 久留米市生きがい健康づくり財団(子育て支援係)
TEL40-8757 FAX45-5539

低体重児訪問

退院後に必要な場合に、助産師や保健師が訪問し、相談に応じます。

対象:体重が2,000g以下の赤ちゃんがいる家庭等

- ◆**問い合わせ** 保健所地域保健課、各保健センター等

多胎児家庭への育児支援

双子、三つ子を妊娠中から子育て中の方を対象に、多胎児特有の相談を受けたり、情報交換や勉強会、交流会などを行っています。

◆**問い合わせ** ツインズクラブ・村井 TEL090-3417-0476
保健所健康推進課

エンゼル支援訪問事業

産前産後ヘルパー派遣（エンゼル応援隊）

産前産後で家事や育児が困難なとき、周りからの支援が十分に見込めない家庭を、経験豊富なヘルパー（エンゼル応援隊）が訪問し、サポートします。

対象期間	母子健康手帳交付後～出産退院後6ヵ月以内(最高60日) ※多胎児や低出生体重児(2,500g未満)の場合は、2歳までに最高90日
利用時間	9時～17時(1日4時間まで)※日曜・祝日、年末年始を除く
利用回数	1日1回 ※保育園・幼稚園への送迎は1日2回利用可
利用料	1時間につき500円(生活保護世帯は減免あり)
申込期限	利用を希望する日の2日前まで ※緊急時を除く

※里帰り出産などで一時的に市内の実家等に滞在している方は、滞在先の方の申し込みと利用料負担により利用できます。

◆**問い合わせ** 松柏子育て支援センター TEL・FAX33-5360

専門的訪問支援

子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、支援センターの保育士や保健師等が訪問し、相談に応じます。

対象: 0歳から就学前までの子どもがいる家庭

訪問時間: 9時～17時(日曜・祝日、年末年始を除く)

◆**問い合わせ** 松柏子育て支援センター TEL・FAX33-5360

コラム 赤ちゃんが生まれたら知っておきたい

子どもの看病と手当ての講習会

子どもの死因として、不慮の事故(家庭内の事故)が上位となっています。子どもの命を守るためにも、子どもの事故や病気、手当てについて学んでおくとよいでしょう。詳しくは保健所健康推進課へ。

●年5回開催、開催日は広報くるめなどでお知らせします

チャイルドシートの貸し出し

交通安全協会では、会員の方を対象にチャイルドシートの無料貸し出しを行っています。詳しくは、お住まいの地区の協会にお尋ねください。

- 久留米地区 (社)久留米市交通安全協会 TEL35-0140・FAX34-3528
- 田主丸地区 浮羽地区交通安全協会 TEL・FAX0943-75-2545
- 北野地区 小郡三井地区交通安全協会 TEL・FAX73-3939
- 城島・三瀬地区 城島三瀬交通安全協会 TEL・FAX62-2236